

第1回産業競争力会議フォローアップ分科会（立地競争力等）

議事要旨

（開催要領）

1. 開催日時：2013年9月27日（金） 14:30～15:30
2. 場所：内閣府本府仮庁舎講堂
3. 出席者：

甘利 明	経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔	内閣府副大臣
山際大志郎	内閣府大臣政務官
秋山 咲恵	株式会社サキコーポレーション代表取締役社長
竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
新藤 義孝	地域活性化担当大臣
田村 憲久	厚生労働大臣
義家 弘介	文部科学大臣政務官
八田 達夫	国家戦略特区 WG 座長（大阪大学社会経済研究所招聘教授）
安念 潤司	規制改革会議創業・IT等WG座長（中央大学法科大学院教授）
堺屋 太一	内閣官房参与

（議事次第）

1. 開 会
 2. 国家戦略特区について
 3. 閉 会
-

○冒頭

（甘利経済再生担当大臣）

9月20日、産業競争力会議課題別会合において総理から国家戦略特区に関してのご発言があり、その中で、臨時国会に提出する国家戦略特区関連法案の中に具体的な規制改革成果を盛り込んでいくべく、関係大臣には規制改革提案について実現をする方向で対応策を検討してもらおうとのご指示があった。総理の指示以降、当分科会の竹中主査及び秋山議員、八田座長を始めとする国家戦略特区WGにおかれては、関係省庁と集中的に検討を進めていただいていることに敬意を表する。本日は、関係省庁より総理のご指示を受けた規制改革提案に対する検討状況をしっかりと説明いただきたい。

来る成長戦略実行国会に先立ち、日本再興戦略の実行を加速化する。そして、強化をする。そのために成長戦略関連施策の当面の実行方針を取りまとめる。その中には、総理のご指示を踏まえた検討結果を反映させなければならない。国家戦略特区が大胆な規制制度改革を実行していくための突破口になっていくように、引き続き関係省庁の積極的な御協力をお願いする。

(赤石日本経済再生総合事務局次長)

本日は関係会議との連携を図るという観点から、国家戦略特区 WG の八田座長、規制改革会議創業・IT 等 WG の安念座長、新藤大臣にも出席をいただいている。

それでは議事に入る。9月20日の産業競争力会議課題別会合で八田座長からご説明のあった検討状況を踏まえ、各省から国家戦略特区創設に向けた対応策についてご発言をいただきたい。

(田村厚生労働大臣)

国家戦略特区については、総理からのご指示も踏まえ、厚生労働省として次に述べるとおり対応させていただきたい。

「医療」について。まず、外国医師等の受け入れに関してだが、医療水準の高い国の外国医師の受け入れのための臨床修練制度の改正、これに加えて外国人ビジネスマン等の医療環境を整備する観点から、外国医師の受け入れに係る二国間協定について対象国の拡大、それから特区に限った人数枠の拡大、更には受け入れる医療機関の拡大、そして当該外国医師の診療の対象について自国民に限らず、外国人一般も容認するという拡充を行いたい。なお、二国間協定において、日本人まで診療拡大してはどうかという意見もあるが、日本人がわざわざ外国医師の診療を受けることを希望するのは、高度な医療技術を有する外国人医師である場合が想定され、臨床修練制度で来日する高度な医療技術を有する外国人医師により対応は可能であると考えるので、それは臨床修練制度を拡充で対応していきたい。

次に病床規制についてだが、国際医療拠点で高度な水準の医療を提供する病床については、病床数を国家戦略特区の三者統合推進本部で決定した範囲で都道府県が基準病床数に加えることについて、三者統合推進本部の構成や在り方と合わせて検討していきたい。

最後に保険外併用療養についてだが、臨床研究中核病院など同水準の世界トップクラスの国際医療拠点において、抗がん剤以外についても保険外併用の希望がある場合には速やかに評価を開始できるよう、申請を待つことなく実施を希望する医療機関とともに実施体制づくりや実施計画の作成を進めることといたしていきたい。

「雇用」関係では3点、有期雇用、解雇ルール、労働時間のご提案をいただいている。まず有期雇用と解雇ルールについては、新規開業直後の企業やグローバル企業が我が国の雇用ルールを適確に理解し、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、雇用労働相談センター（仮称）を設置したい。このセンターにおいては、グローバル企業の投資判断に資するために事前の相談、助言も実施したい。また、裁判例を分析、類型化して、紛争の未然防止や予見可能性の向上を図っていきたい。

労働時間については、日本再興戦略に基づき、多様な働き方を実現するために、企画業務型裁量労働制を始めとした労働時間法制について、本日から労働政策審議会にてワークライフバランスや労働生産性の向上の観点からの検討を進めており、その中においてしっかりと検討してまいりたい。

「都市再生・まちづくり」、「歴史的建築物の活用」について。旅館業法の特区内における規制緩和についてであるが、第1に外国人の滞在ニーズに対応する一定の賃貸借型の滞在施設は、一定の要件を満たす場合は旅館業法の適用除外とすることを考えてまいりたい。第2に、地方自治体の条例に基づき選定されている歴史的建築物について、旅館業法の施設基準の一部を除外し、フロントを設ける代わりにビデオカメラの設置でこれを代用するというをしたい。

(竹中主査)

まず、皆様には、これまで本当に真摯に議論いただき感謝。大臣の指導にも感謝を申し上げます。その上で、かなり歩み寄られた部分と、特区をこれからのいいものにするに当たって何とかもう一押し、もう二押しと思っているところがあるので、ぜひ本日は大臣といろいろご意見交換させていただきたい。

総論だが、規制改革なくして特区なしである。これから先、どういう特区をつくるかのイメージやコンセプトが出てくると思うが、どんな立派なコンセプトがあっても規制改革の中身がないと、ちゃんとした特区にならない。もう一つ意味があるとすれば、本当に規制改革を通して何かやろうと思っている地域ないしは業者に、特区の対象になってもらわなければいけなくて、そういう特区を指定しなければいけないということでもあるのだと理解している。

その上で、今、幅広く指摘いただいたことの中で特に2点、私から議論させていただきたい。1つは外国医師の受け入れについて。オリンピックの時にはたくさんの方がやってくるし、その前後では必ずたくさん国際会議が開かれる。そのとき今の外国人医師でやっていけるのだろうかという素朴な疑問がある。事務方の説明を伺っても、いろいろな制度がありますと言うのだが、今現実にこの東京に何人の外国人医師の方がいるのか。そして、それはオリンピックが開かれたロンドンやほかの都市に比べてどのぐらい多いのか、少ないのか。事実が大事である。事実が伴っていない限り、やはり何かを変えていかなければいけない。この点について、大臣の認識をぜひお伺いしたい。

また、二国間協定を拡充して自国民以外の外国人にも診療可能にという点をご配慮くださったが、これは日本人も対象としていただきたい。外国人医師にかかるとしたら高度な医療であろうから、それは別の枠組みでカバーできるというご説明だったと思うが、外国人医師に求めるところは多様である。例えば、医療の技術だけではなくて、インフォームドコンセントに関する多様な幅広い対応を求めて外国人医師を望む人もいるであろうし、そこは限定的に考えるべきではない。何よりも日本人も対象にしたマーケットがあるということを示さないと、優秀な医者は来てくれないのではないか。具体的には、例えば一定の審査を経て特区限定の免許を付与して、外国人に限らず日本人も診療可能という対応がとれないものか。その点について、ぜひ大臣のお考えを伺いたい。

(八田国家戦略特区WG 座長)

今まではシンガポールとの二国間協定で来日した医師はイギリス人を診られないというようなことがあった。それがこの度できるようになったことは大前進である。これまでは外国人医師は基本的には受け入れるべきではない、非常に限定的な条件のもとで少しずつ増やしていこうというのが基本的な立場だったと思うが、優れた外国人医師は積極的に受け入れるという原則をそろそろ採用すべきではないか。竹中議員がおっしゃったことはそういうことだと思う。2国間協定で来た優秀な医師にかかるかどうかは日本人が自分で選択することであるから、元来ならば、選択したい日本人にも選ばせてあげることが優れた医師を導入するきっかけになるのではないか。

(田村厚生労働大臣)

まず、東京オリンピック等々で外国人がたくさん来る中で、外国人をしっかりと診られるような体制をつくれるかどうかについて。仮に東京に特区をつくるという話になって、オリンピックの開催地域を限定して特区をつくるとするならば、二国間協定等々を使いながら対応できるようにする。点在している医院に行って外国人医師がいるかいないかわからない状況では困るわけであって、それをわかるようにして象徴的にいくつか示す中において、医療を受けていただくという形にしなければならない。今回、この二国間

協定を外国人の枠まで広げたというのは、基本的にやはり英語圏、文化等々も似ているところの方のほうがコミュニケーションがとれて医療を適切に受けやすいということがあるからであり、ご利用いただければいいのではないかと思う。

日本人を診るということについては、日本人は普通の医療ならば日本人の医者のところに行くだろうと思う。外国人が来られた場合は、言葉が通じない、文化が違うという中で日本の医療機関でなかなか医療を受けられないということであり、もちろん日本の医療も東京オリンピックのようなときのためには外国人に対応できるような語学、こういうものも含めていろいろな医療機関でご努力もいただかなければいけないと思うが、いずれにしても、日本人が外国人医師を選ぶというのはやはり高度な専門医療、つまり高い技術があるから行くのであって、普通の風邪をひいたときに行っても文化も違う、言葉もなかなか通じない、ニュアンスも通じないというようなことを果たして選択するのかどうかは、私は疑問に思っている。そういった高度な医療を受けたいという方は、この修練制度という形で十分に対応できるので、今回このような提案をさせていただいた。

(竹中主査)

後で結構だが、事務方の方で、東京でどのぐらいの外国人のお医者さんがいらっしゃるのか、英語で診られる方がどのぐらいいらっしゃるのかという数、そしてロンドンやニューヨークとの数の比較を把握していただければぜひ教えてほしい。その上で、私の友人でハーバード大学のメディカルスクールを出て、日本でいろいろ研究活動をやっているが診療行為ができない医者がいらっしゃる。その人が指摘されたこと、これは私自身も海外に住んでいたときに外国の医者にかかって思ったことだが、やはり高度な技術だけではなくて、外国の医療はメディカルサービスというもののコンセプトが日本とは違う面がある。日本では、大学病院に行くとは時間待ちの何分診療とか言われるが、それに対して、もっとゆったりとした雰囲気患者に接する文化を持ったメディカルサービスをしている国もあるし、そういうものを求める消費者も日本にはいるわけであるから、広い意味での選択の余地があるべきだと思う。以前塚屋先生から、供給者の側ではなくて消費者の側で考えてくれという指摘があったと思うが、このことについての議論を、ぜひ引き続きさせていただきたい。我々としては、一定の審査を経て特区限定で免許を付与して、外国人に限らず日本人も診療可能とするものの検討を、ぜひ何とかしていただきたいと考えている。

(田村厚生労働大臣)

これは特区ということなので特別だという話だと思うが、世界的にもやはり自国の試験を受けないと、基本的には外国の医師はそこでは診療行為ができない。世界標準がそうになっている中において、日本も同じような対応になっているということをご理解いただきたい。

(竹中主査)

そのとおりである。その上で結果的にどれだけいるのかということをお我々は知りたいし、結果的にどうなっているかということが問題なのではないかと申し上げている。

(塚屋内閣官房参与)

オリンピック限定とかではなく、日本の医療の現状をあなた方は大変いいと思っておられるかどうかということ。外国へ医療を受けに行く人のほうが日本に医療を受けに来る外国人よりずっと多いというのはやはり情けない状態である。

特に、どれを高度だと言うのかわからないが、美容整形などでも多くの日本人女性が韓国へ行ったりしている。そういった消費者側の選択を自由にすることを、特区という特別の制度の中でするべき。これを否定されると、そもそも特区をつくるという制度が成り立たない。なぜ、日本人だけ差別しなければいけないのかというのも問題なので、外国人の高度医療、あるいは外国の特殊な医療を消費者の選択に委ねていくべき。それで特別の地域、特別の医療機関を指定して、そこへ行くからにはその患者本人は納得して行くわけだから、数や技量などの一定の基準のもとで外国人医師の診療を認めて、初めて日本の医療が向上するのではないか。現在の日本の医療は決してうまくいっていない、だから改革が必要だと思うが、やはり現在の制度がいいということを前提に考えておられるのではないか。

(田村厚生労働大臣)

まず、韓国に美容整形に行かれるというのは多いと言われるが、日本の中にも美容整形はたくさんあってやはり一定の需要はある。これは保険医療ではなく自由診療でやっておられるので保険診療の中身とは別の話なのかもしれないが、ただ、日本の医師も勝手に韓国に行って勝手に開業はできないので、その点韓国と日本はイコールフットイングである。それから、日本の医療の質だが、WHOが日本の医療は世界でナンバーワンだと評価しておりますので、一定の評価があることは事実。ただ、今竹中先生がおっしゃられたように3時間待ちの3分診療というような話もある。これは先日社会保障制度国民会議の中で報告書をいただいており、初診の外来の患者の方々などが大きな病院に行っていたと本来の大きな病院の業務ができないので、そういう方々は行かないような制度をこれから導入していかなければいけない。今はいろいろな改革をこれから進めていく途上であって、秋の臨時国会から法律を提出させていただいて、堺屋先生がおっしゃられたような問題点には対応させていただきたい。

(堺屋内閣官房参与)

最後のご発言は、外国人医師による医療を受けられる制度を広げるという意味か。

(田村厚生労働大臣)

外国人の医療を受けるのは、日本だけではなくて世界でも同じルールがあって、その国の医師免許を受けないと医療行為ができない。同様に、日本に来る医師もそれは守っていただくのが本来だが、こういった二国間の協定や修練制度があり、高い技術を持っている医師が日本に医師として来られた場合には、医療行為を日本でやっていいという制度があるので、そういった制度を使って質の高い医療を受けていただくことができるというお話をさせていただいた。

(竹中主査)

先程申し上げたように、田村大臣がおっしゃるイコールフットイングは我々も理解しているので、その上で結果がどうなっているかということをお話させていただいて議論を続けていきたい。ただ、医療に関しては病床規制の特例による病床の新設・増床の容認や、保険外併用療養の拡充、医学部の新設に関する検討などの点に関しては大変ご尽力をいただいている。我々は大変感謝をしているので、同じようにこの外国医師の問題についても引き続きご検討をという趣旨で申し上げた。

もう一つ、田村大臣の所掌の雇用の話だが、有期の雇用、解雇のルールの明確化等、雇用制度というのはどうも海外の投資家に伺うと日本の岩盤規制の象徴である。岩盤規制の象徴である雇用の問題について、特区でどのような対応がなされるのかというのは

大変注目されていると聞くわけだが、残念ながら今回、我々が期待したような回答が得られていない。この点に関して、いくつか場所を限定する、対象企業を限定する、労働者を限定するというご提案も国家戦略特区 WG からしていただいていると思うが、例えば、修士号又は博士号を持っている人だけに限定してそういうルールを適用しましょうとか、そういうことすらも難しいのか。せめて特区でそういうことができないかと素朴に思うのだが、田村大臣いかがか。

(田村厚生労働大臣)

解雇問題が一番センシティブだが、これは憲法で定めるところの基本的な人権、まさに生存権的基本権を、人や場所を限定するというなれば差別すること、これは法の下での平等にどうしても反する。したがって全体として解雇はなかなか難しいが、裁判所で今まで判例で積み重ねてきたものを法理にしているため、勝手に解雇しやすい法律をつくれといわれてもおそらく憲法違反になるのだろうと思う。こういうものを全国的にするのであればあるのかもしれないが、場所を限定してとか、また人を限定するということは、基本的な人権が、場所や人で変わってしまうということになるわけであって、これをクリアできるような中身をつくるというのは非常に難しいというのが我々の認識である。

(安念規制改革会議創業・IT等WG座長)

私はロースクールの教師で、憲法も教えているという意味では憲法学者でもあるのだが、人の属性あるいは企業の属性、場所の属性で解雇について特別のルールを定めても憲法上全く問題がないと考えている。なぜかというそれは納得しなから。つまり、今まで解雇が制限されていて既得権的に解雇されない、あるいは解雇されにくい権利があるものについて事後的にその人の意思に反して解雇しやすい制度を強制するとなれば、これは法的な問題が生じるというのは十分あり得ると思うが、あらかじめ紙に書いて企業と従業員とが納得の上で、こういう場合には解雇し得るようになっていて、それを場所、人あるいは職種を限定して、裁判規範となるものをつくっても憲法上何の問題もない。私的自治の範囲の問題であって全く問題ではないので、その点について私は検討する必要はないと思う。もちろん、立法政策の問題としてならばわかるが、しかし、既にもう事実は完全に先行している。

(田村厚生労働大臣)

要は裁判に訴えてどのような判断をされるかの話である。アメリカの企業はご承知のとおり、差別以外は解雇を縛るものはないので、それを当然のごとくやられる。ただ、日本の場合、特に雇用契約は、お互いの本人の意思を通じての契約の時に、どうしても強い雇い側と弱い雇われ側にある程度力関係があるため、そこは権利の濫用法理、民法に規定されているものがその後裁判の判例で法理化されて、労働契約法になっている。そういう流れの中においての話であって、一般の自由な契約ではない。労働契約というのは、立場の違いがある中において労働者を保護する、そういう法律になっていることは間違いのないと思う。

(竹中主査)

八田先生を中心に提案されており、我々も随分申し上げたつもりだが、判例に依存しているため曖昧さがいろいろな問題を生んでいる。訴訟リスクを感じるころはなかなか動けなくて、雇用リスクを一切感じていない中小企業はどんどん首を切っている。逆に労働者の人権が損なわれているのではないだろうか。そのため、雇用ルールを明確化しようということを随分申し上げているつもり。この問題は慎重にという意見について

は、田村大臣のお気持ちもわかるし、国民にもあるので、試験的に非常に限定的だけでも、特区において、スタートアップ直後の5年以内の企業で、グローバル企業で、そして一定の専門職、例えば博士号又は修士号を持った人たちについて、とりあえずやってみてはどうか。何が公正かはわからない。だから、ここで実験してみようではないかというのが我々からの特区の提案であり、お願いである。その点について、あと一歩、あと半歩踏み込んでほしい。

(田村厚生労働大臣)

先程も申し上げたが、裁判の判例でつくられてきているものを法理にしているのが今の日本の国であって、裁判の判例の中において、ある程度、解雇に関してはルール化されてきた。我々としては、例えば解雇しやすいように法律で立法するということが本当にできるかどうかということについて、なかなか難しいのではないかとっている。その点は検討してもなかなか乗り越えられない。

(八田国家戦略特区 WG 座長)

今まで判例に基づいてやってきたことは事実だが、裁判所が立法するわけではない。裁判所は、立法の曖昧なところいろいろなルールをつくってきたのだと思う。しかし、元来ならば立法で皆のためになるものをつくるべきではないかと思う。それが第一。それから、私が調べてすぐにわかってきたことは、例えば、今年の春にそれまで5年間非常にグローバルな企業で勤めたオーストラリア人に対して、雇い主も雇いたい、当人も雇われ続けたいのにもかかわらず、雇い主としても正規雇用で長く雇用するわけにはいかないために、5年になる前に解雇されたということだ。こういう例があるから、先ほど安念先生がおっしゃったように、当事者の希望していること、雇い主も労働者も希望していることが、今の法律で達成されていない。この有期雇用に関して、事前に契約して5年以上延ばせるということをするには、誰も損をしないことではないか。しかも、今、竹中議員が言われたように非常に限定したものになる。さらに言えば、特区では、労働基準監督署などを特別に強化して、不正が起きないような手だても講じるということも当然合わせてやるべきだ。

(田村厚生労働大臣)

本人も納得していて事業主も納得しているけれども、5年を超えると正規雇用に変えなければいけないということを言われたが、これは本来変えなくていいもの。本人が望まなければ正規雇用になることはないので、本人も会社も納得していれば、5年を超えて契約しても、正規雇用にならなくていい。契約ごとに本人がその意思を表明して契約すれば、無期雇用にはならない。本人が納得していれば、例えば、5年目契約をするときに、無期転換を望まないという契約を1年単位で行えば、無期になる必要はない。当然のごとく有期のままで続けられるということであり、そのように利用すれば大丈夫である。

(竹中主査)

最初に7年契約はできるのか。京都大学の山中教授がよく言っているように、7年間のプロジェクトをこれからやりたく、人をその契約年で雇いたい場合、7年契約はできるのか。

(田村厚生労働大臣)

山中教授の話は別であって、毎年の研究費の予算が決まっているので、長期契約は結

べないということである。そのため、1年ずつの契約で5年を超えてやった場合に無期に転換するのは困るということ。これも先程申し上げたとおり、本人が本当に契約ごとに有期でいいと言うならば、有期契約を1年ずつ繰り返せばよいこととなる。企業側からしてみれば、口では有期といいながら、5年目の契約のときにいきなり無期を望むと言われた場合には無期にならざるを得ないというリスクがある。しかし、本人の了承ならば毎回の契約を有期でやっていけば、これは有期のままで続くという制度となっている。

(竹中主査)

本人が望んでも、7年契約はできないのではないか。

(中野厚生労働省労働基準局長)

1回の契約の上限として、労働基準法14条で原則3年、高度専門家は5年というのがあるので、1度の契約ではできない。1度の契約で長期になると、その間、途中で解雇するというのは無期契約労働者を解雇するよりも難しくなる。派遣切りのときの契約期間中の解雇の問題で、裁判所は全部そのように判断している。

(西村内閣府副大臣)

田村大臣には、ここまでしていただき本当に感謝。その上で、解雇については判例を整理して一定のガイドライン的なもので、事実上こういうものならば大丈夫、これはだめというものをつくれればいいと思う。それから、有期雇用について、法制局に我々が相談をして、本当に何ができて何ができないのか確認することになっているので、そこはその見解も含めて議論をするということで、整理をしたい。

(義家文部科学大臣政務官)

下村大臣が海外公務のため、私が代理で説明する。

先般も大臣からご発言があったが、文部科学省としても日本再興戦略の着実な実現のために積極的に貢献してまいりたい。現在、本会議及び国家戦略特区ワーキンググループにおいて議論している文部科学省関連の事項について、現時点での状況を説明する。

まず、学校の公設民営化については、大阪府、市、民間事業者から国際バカロレア等で公設民営学校の設置を実現するための提案があった。提案においては、運営主体、カリキュラム、また所要経費等々の具体的な部分が不明確であるとともに、公立学校と位置付けるに当たり整理すべき点も、これは法律や教科書や様々な問題であるが、数多く残っているのが現状である。国家戦略特区においては、国、地方、民間が一体となって取り組むものとされていることから、現在、提案主体と緊密に連携を取り合いながらニーズの把握、共有に努めているところ。並行して、関係各省とも法制的な調整を鋭意進めていて、これらの現状を踏まえ、今後、公立学校としての公共性を確保しつつ、民間開放が可能になるような必要な措置を講じる。

続いて、医学部の新設についてである。これも文部科学省単体だけで進むことではないが、高齢化社会に対応した社会保障制度改革や、全国的な影響等を勘案しつつ、国家戦略特区の趣旨を踏まえて関係省庁と連絡の上、検討する。

(八田国家戦略特区WG座長)

医学部の新設について大変な前進をしたことは感謝。それから、公設民営の解禁についても基本的な合意ができたと考えており、これも大変な進歩だと思うが、ぜひ臨時国会でこのことを明確にして欲しい。外国人が日本に来るときには、結局は、住宅と教育

と医療、これに関する心配がないということが大切なことだと思うので、そのことがそろって一歩前進したというメッセージを送ることが非常に重要であると思う。

(秋山議員)

今の八田先生のコメントに付け加えてだが、今日の甘利大臣の挨拶にもあったように、今回この特区でミッションとしているのは、規制改革の突破口になる項目について、今回の臨時国会で、第1弾でこういうことはやるというメッセージを内外に発信することであり、それがこれからの成長戦略の大きな一つのインパクトになると思っている。その中でも特に、医療、雇用、教育のテーマについては、国内に向けてもそうだが、特に、外国から見たときに日本が本当に変わるのかどうか、安倍総理が海外でいろいろなメッセージを発信されている中でそれに呼応できるような具体的な政策展開ができるのか、今回の臨時国会で一体何が言えるのかということが、非常に重要だと思う。この公設民営の問題は、10年以上ずっと議論をしているが、いろいろ難しいことがあって今回の臨時国会に間に合わないと言われると、本当にいつやるのか疑問に感じるので、ぜひとももう一押し、検討を深めていただきたい。

(義家文部科学大臣政務官)

整理しなければならない問題が多くあり、義務教育の段階、高等学校、それに類する学校との棲み分け、あるいは現在、小泉内閣の時に特区ができて、株式会社立の高等学校ができるようになったが、その中身についての検証ということも丁寧に行っていかなければならない。学校教育法の第5条に、学校の設置者はその設置する学校を管理し、という規定があるが、これらの関係法令が関わってくる。今、下村大臣の指示により、それらの法律を鋭意精査しているところであるが、責任というものを明確にしておかないと、問題が発生する懸念もある。あらゆるシミュレーションを行っているところ。

また、外国から日本に来たときの教育をどうするのかということだが、今もインターナショナルスクール等があるが、ものすごく学費が高いのも現実である。外国の学生が日本の小学校、中学校に入ることはできるが、対応できる教員がいない中で、教育をどうしていくのか。これは、具体的な議論をすぐにでもできる話と考えている。

(竹中主査)

下村大臣から、前回の産業競争力会議で方向も明確に出されて、公設民営は大変大きな前進だと我々も大変感謝している。多くの検討事項があるということも、今、政務官がおっしゃったとおり。その上で、臨時国会で学校教育法の第5条を変えて、その中で公設民営を可能にする。その一文を変えてもらえないのか。もちろん、どんなことでも必ず後からいろいろな制度設計をやらなければいけないが、まず、それが可能であるということを示す入り口を明確にする。これは、安倍内閣としての大変大きなメッセージになるし、教育というのは総理も大変力を入れたい分野だと思うので、その入り口を、臨時国会における改正で作っていただく。それを何とかしてほしいというのが我々の思いであるが、いかがか。

(義家文部科学大臣政務官)

現在、中央教育審議会において、設置者、管理というものに対して、地方教育行政法の改正、つまり公立学校における教育委員会の制度の在り方等についての抜本的議論が行われている。公設民営にしたときに、誰がどのような責任がとれるのか、あるいは、どの水準を担保するのか、もし義務教育で公設民営を行うならば、日本の義務教育とし

てどういった中身を担保するのか等の課題があるため、地方教育行政法とセットで議論していく必要がある。第5条だけ特出しして議論すると公教育自体が混乱していく可能性があるという懸念もあるので、現在あらゆるシミュレーションを大臣の指示で行っているところ。

(秋山議員)

臨時国会が間に合わなければ、いつまでに行うということで検討しているのか。

(義家文部科学大臣政務官)

上がってきている案の中身についてまだ全くわからない状況であり、また、公設民営化の中でどのような水準、基準を満たすのかという方針も、下村大臣の指示で検討が始まったところ。その方針と、責任と、中身と、継続性と、そして義務教育なのか後期中等教育、あるいはそれに類する学校なのかという適用設置の範囲も含めて検討しているところであって、今の地方教育行政法の議論と並行して行われていくものと認識している。

(八田国家戦略特区 WG 座長)

下村大臣の方針は、公設民営はやるということだから、まず、そのことだけ臨時国会で明確にして、詳細は後で議論するというようにしてほしい。ひょっとしたらこれはやらないかもしれないという疑念を持たれては困る。

(石井国土交通省都市局長)

容積率の抜本緩和であるが、現在、容積率制限は都市再生特別地区等を活用することで、基本的には用途、容積等、全て青天井になっている。ご指摘は、地方分権の数次にわたる過程で全て地方に分権をしているが、十分に活用されていないというオペレーションの問題である。したがって、対応方針にあるように、国家戦略特区内においては、国、地方公共団体、民間からなる特区ごとの統合推進本部で、容積率も含め都市計画を決定できる仕組みを導入する方向で検討を進める。

(徳山国土交通省道路局長)

エリアマネジメントの件であるが、現在も都市再生特別措置法に基づいて、市町村による都市再生整備計画への位置付けを経て占有許可を与える特例を設ける弾力的な運用を図っている。ご提案は、それと同様のことが今回できないのかということである。現行の都市再生特別措置法と同様の特例を、特区でも対応できるように措置をしていく。具体の法案作成の中で、具体の仕組みについて相談をする。

(井上国土交通省住宅局長)

容積率等は、都市局と協力をして対応させていただく。それから、「歴史的建築物の活用」であるが、それぞれ、条例で全部外せることになっている。この仕組みを地方でもっと活用されるように、とりわけ建築審査会での個別の審議が非常に非効率だという話もあったので、それを経ないでできるような仕組みを、運用になるが、しっかりつけていく。

(奥原農林水産省経営局長)

農業関係で4点のうち、「農業委員会と市町村の事務分担」、それから「農業生産法人の6次産業化推進等のための要件緩和」であるが、今度の特区法案の中に盛り込むことについて検討を進めているところ。

(實重農林水産省農村振興局長)

「農家レストランの農用区域内設置の容認」についてである。農用区域は土地利用規制があり、農用区域として設定された中では農地転用をすることはできず、転用許可が出ないという規制になっている。これに対して、農業者が行うレストラン、こういったものが農業の発展形態として今後盛んになってくるので、農用区域の中であっても認めてほしいというような特区についての要請であるので、そういったことができるように要件を緩和する方向で検討する。

(松永経済産業省中小企業庁事業環境部長)

「農業への信用保証制度の適用」である。例えば、缶詰工場がみかん農園を開設するようなケース、このように商工業者がその附帯した農業に進出するというような場合について、国家戦略特区において信用保証制度の対象とする方向で検討している。その際、北海道や秋田県では自治体独自で予算をとってやっているところもあるので、貸し倒れリスクが上昇する部分等、責任の共有ということで負担を共有してもらおうということがお願いしたい点と考えている。法令上の制約というよりも、これは支援策の拡大ということであるので、予算措置で対応は可能ではないかと考えているが、こういった手段が適切かについて、現在検討しているところ。

(安田総務省自治行政局選挙部長)

特区内で地方議会に係る被選挙権の年齢を引き下げてはどうかというご提案である。総務省の意見としては、なかなかこれは特区として対応することは難しいのではないかと。理由としては、被選挙権の年齢については、民主主義の根幹である選挙制度に関わる問題であって、特区として地域活性化という観点で実験的に行う性格のものではないこと。それから、被選挙権、これは立候補の権利という意味で基本的人権に当たるとするのが最高裁の考え方でもあるが、これについて団体ごとに差をつける合理的な根拠というのは認められないのではないかと。A市とB市で年齢が異なるということをどういった理由で説明できるのかというのはなかなか難しいのではないかと。そして、被選挙権を含む選挙制度に関わる問題については、各党の強い関心事項であって、各党各会派で議論することが必要な事項であること。今まさに国政を含めた選挙権年齢について、その引き下げの議論が各党間で行われているところであって、この選挙制度に係る問題はそういった性格のものでもあるということをご理解いただきたい。また、議論にあたっては、地方6団体等の意見も聞きながら幅広い議論が必要。

(市橋総務省消防庁次長)

「歴史的建築物の活用」で、町家を改修して飲食店などに活用するにあたっての消防法令の適用の関係であるが、これまで各消防本部で認められた具体的な事例の情報提供、そして各地域からの相談に積極的に対応したい。

(八田国家戦略特区WG座長)

国交省は大変な前進をしていただき感謝。

農水省も様々な対応していただき感謝。懸案のこととしては、農業生産法人の要件緩和について議決権に関してもどうしても困るということだった。そのほかについてはまだ折衝を続けたい。

そのほかでは、やはり地方議会の話が一番大きい。地方の議会でも本当に老人ばかり

のところで若い人、20代の通信教育で大学を受けるような人に立候補してもらいたいという要望が出てきた。それは、活性化策としては非常に意義があるだろう。むしろ地方にそういった自由を与えることが民主主義の一つの基本ではないか。外国において連邦政府以外での自治体に異なった被選挙権の年齢を与える事例としては、例えば、アメリカのメリーランド州の中では自治体によって異なる事例がある。日本でも、そういうことはできないということではない。私は、提案があったことを反映すれば大きな地域活性化の仕組みになるのではないかと考えており、こういうものをつくり上げていくべきと思う。

(竹中主査)

今、八田先生がおっしゃったように、非常に大きく前進をした分があって、その点は我々も大変感謝。難しい問題ばかりが残っているが、農業の議決権要件の緩和は、やはり重要な問題なので、ぜひ引き続きここは議論をさせていただく必要がある。

地方議会の選挙の話は、今、八田先生がおっしゃったが、私も総務大臣経験者としてこういう関連の法律の難しさは理解をする。しかし、聞いてみると、本当に地方でこれは相当困っているところがあって、そういうところの声を吸い上げるということも重要だ。何よりもこれは特区になじまないという言い方をされると我々としては大変困る。そうすると特区の否定のようになる。特区担当大臣のもとで特区を否定されるというのは我々も立場がないので、そこは難しい問題だと承知しているが、引き続き何らかの出口を探すという姿勢をぜひ整えられたい。

(新藤地域活性化担当大臣)

総務大臣と国家戦略特区の担当大臣は2つのセクションであって、人間は1人であるが、しかし、我々が募った提案だから、きちんとした議論はしたい。

(西村内閣府副大臣)

いくつかまだ論点がある。特に、今の選挙の話も含めて、もう少し整理したい。

(竹中主査)

臨時国会に向けて、これで決して終わりではなくて、引き続きいろいろな機会でも議論したいというのが我々の希望。

(甘利経済再生担当大臣)

関係の皆さんに尽力していただき、大分、前進があった。所管大臣も骨折りいただいていることはよく理解をしている。一方で、本日の議論でもさらなる前進の必要性、あるいはその努力をしてほしいという意見もあり、本日の議論を踏まえて、成長戦略関連策の当面の実行方針の取りまとめに向けて最終的な調整を行っていく。更には、臨時国会における関連法案の提出に向けて、本日の議論を踏まえて、新藤大臣には、関係省庁の協力をいただきつつ、法制化の作業を加速化していただきたい。

重ねて、今日までの皆様の尽力に感謝するとともに、これからも最後の取りまとめに向かって宜しく願います。

(以上)